

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大

提案団体

袋井市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。

具体的な支障事例

【現状】

本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約 860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である 0.3 mg/l を超える鉛が含有しており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。

【支障事例】

基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも 10 万円/t と高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約 5 万円/t で処理が可能であるが、処理が可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと 3 つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。

また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

起因者による自主的な処理が見込まれず、やむを得ず行政代執行による処理を行う廃棄物に限り、産業廃棄物処理施設で処理が可能となれば、低コストで安全かつ迅速に処理が可能となり、事態の早期解決による周辺住民の生活環境の保全と財政負担の軽減が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 15 条の 2 の 5
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、兵庫県

○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒に検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺的生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5において、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合における手続の特例措置を規定しており、また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16において、この特例措置の対象となる一般廃棄物として、産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものをその実態等に応じて指定しています。

鉛を含むブラウン管ガラスについては、テレビであれば特定家庭用機器再商品化法、PC用モニターであれば資源有効利用促進法又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の下で回収・リサイクルする仕組みが既にあります。こうした中、溶融による高濃度の鉛を含む廃棄物の処理については、鉛という特性上、生活環境等への影響が懸念されることから、必要な手続を経て一般廃棄物処理施設設置許可を取得した施設において適正に処理されることが必要です。

本件については、既に一般廃棄物処理施設の設置許可を取得している施設で処理することや、既存の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物処理施設の許可を取得することにより処理することが可能であり、また、上記の趣旨に鑑みても、現行の法制度の下で適正な処理を行うことが適当であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

鉛を含むブラウン管ガラスを処理できる一般廃棄物処理業者は、全国でも数社しかなく、運搬費も含めた処理コストが高額となる現状がございます。

特定家庭用機器再商品化法に基づく処理につきましては、指定法人に確認したところ、既に破碎された状態では家電四品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとの回答がございました。

鉛を含むブラウン管ガラスは、通常、産業廃棄物として広く処理されており、産業廃棄物の溶融処理施設を活用して適正な処理をすることが可能であるにもかかわらず、一般廃棄物処理施設の設置許可の取得について、事業者側のメリットがないため、自発的な取得が見込めない状況がございます。

以上のような状況のもと、地方自治体がやむをえず行政代執行を行った場合等において、

①鉛を含む有害物質を産業廃棄物として中間処理する施設は、施設の設置許可を要さず、生活環境影響調査等も不要であるため、同業者が行政代執行の際に一般廃棄物として処分する必要がある場合も、同様に一般廃棄物処理施設の設置許可を不要、あるいは、許可を必要としたとしても、手続きの簡素化、迅速化の観点から当該調査等を不要とすべきではないかと考えます。

②廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、一定の安全適正な処理が可能な施設とも考えられることから、同法15条の許可を取得した施設とみなし、同法第15条の2の5の特例の対象への追加などで、処理が可能となることが、自治体の財政負担の軽減や環境保全の点からも公益にかなうものであると考えます。【補足資料参照】

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

今回の事例は、行政代執行により市が主体となって速やかに処理を行う特殊な事情によることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加などの特段の配慮をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。

○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破碎処理施設及び鉛を含む廃ブラウン管ガラスの熔融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。

同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。

○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めようとして、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。

○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破碎された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案の内容は個別性が高いため、当該廃棄物の適正処理に向けて、提案団体と協議していくこととしたいと考えています。なお、御提案に係る法制的な説明は以下のとおりです。

一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理が行われるため、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、一般廃棄物が安定化・無害化されず、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、一般廃棄物処理施設の設置は、許可制を採っています。

廃棄物処分量の許可の要件として、当該処分を行う施設について、一定の基準に適合したものであることを求めています。業の許可の要件として、施設について確認を行っていますが、これをもって廃棄物処理施設の設置許可を不要としているわけではありません。

一般廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設であることに加え、環境意識の高まり、新たな環境汚染リスクに対する不安感や廃棄物処理に対する不信感の増大を背景として、設置をめぐる住民の反対運動が多発していたことから、一般廃棄物処理施設の安全性・信頼性を高めるため、平成3年改正では、届出制から許可制へ、平成9年改正では、許可手続の際に、生活環境影響調査の結果を申請書に添付すべき旨が規定されたところです。これまで設置許可を不要としていた産業廃棄物処理施設であっても一般廃棄物が搬入されることになった場合、住民らの不安が高まる懸念があることから、生活環境影響調査等、廃棄物処理法において定められた手続きに従って設置許可を得ることが、住民への説明責任を果たすという観点からは必要です。

また、法第15条の2の5の特例の活用にあたり、産業廃棄物の処理施設の許可が不要である施設について、許可があるとみなすということは、許可については、一般禁止をかけた上で限定的にその禁止の解除という法的効果をもたらすものであるところ、産業廃棄物の処理施設の許可が不要である施設については、そもそも、設置の一般禁止がかかっておらず、そのような措置を法律に規定することは困難です。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

根拠法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第 15 条の 2 の 5 第 2 項)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第 12 条の 7 の 16)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市、稲沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市

○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。

○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一廃許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産廃許可施設に余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大きいと考える。ただし、品目を限定するのか、量的な制限を設けるのかなどのルール作りの検討は必要と考える。

○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけとは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものとする。

○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃畳、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要性が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。

○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。

一方、石膏ボードの破碎施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。

なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました(法第9条の3の3)。

これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っているところと承知しています。

環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の

活動を行っていきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第9条の3の3や法第15条の2の5の規定に基づく特別措置を講じていただいたところです。上記制度を用いて熊本地震において廃石膏ボードの広域処理を考えましたが、法第9条の3の3の特例については、受け入れ先の自治体で条例の制定がされていなかったため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石膏ボード及びその破碎処理施設が特例の対象に含まれていなかったためこれらの制度が使えず、結果的にそのほとんどが埋立処分されました。

大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体での条例制定を「特別措置を適用する必要条件」とすることは、各自治体が事前に条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めただうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないかと考えております。

なお、長期的な観点からの災害廃棄物処理として、石膏ボードのリサイクルを行う仕組みも考える必要はあるのではないかと考えられます。災害廃棄物であっても、分別、再生利用等による減量が図られるべきとあることから(法第2条の3第2項)、産業廃棄物処理施設(許可対象外施設含む)である廃石膏ボードのリサイクル施設を活用することによる効果は大きいと考えております。

一方で、廃石膏ボードの破碎による粉塵等による周辺環境への影響も懸念される場所ですが、廃石膏ボードの処理施設は、産業廃棄物の許可対象施設ではないことから、政省令で詳細な個別基準が示されていません。しかし、日本能率協会総合研究所の「平成25年廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務調査報告書」によれば、今後、ますます石膏ボードの需要は増え続け、2039年には300万トンを超えると予想されていることなどを考慮した場合、関係ある事業者や他の自治体の意向を確認する必要がありますが、廃石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材と位置付け、法第15条の許可対象施設での処理が必要とした上で、法第15条の2の5の特例の対象に廃石膏ボード及びその破碎処理施設を追加することで、大規模災害であっても適正かつ迅速な処理を進めることが必要ではないかと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。

【栃木県】

第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時での活用は現実的でない。

迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を満たしつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。

○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破碎処理施設及び鉛を含む廃ブラウン管ガラスの熔融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。

同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の

性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。

○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたいと、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。

○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、廃棄物処理法においては、法第9条の3の3において特例措置を講じております。本特例措置は、本来、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であるところ、災害時の応急的な措置として、市町村から災害廃棄物の処理を委託された事業者が施設を設置する場合は、届出制とし、迅速な施設の設置を可能とするものです。また、当該届出書作成に当たっては、条例で定めるところにより必要な手続を実施することと規定されています。

本特例措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理を行うことが可能となります。

提案市においては、産業廃棄物の処理施設の所在する市町村において条例が未制定であったために、本特例措置の適用ができなかったということであり、既に条例を制定している自治体は複数あるものの、今後、本特例措置を利用した円滑な災害廃棄物処理を可能とするためには、災害時に生じる廃棄物を処理可能な産業廃棄物の処理施設を有する市町村において、条例が制定される必要があります。

このため、環境省としては、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において当該条例が制定されるよう、周知・助言等を行うなど一層の働きかけを行いたいと考えています。

また、当該特例措置の利用を含め、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後、廃石膏ボード等の処理が可能な施設の状況や受入れに当たっての留意事項、当該施設の所在する市町村における条例策定状況等を平成31年度中に調査し、とりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、環境省として必要な支援に取り組んでいきたいと考えます。

さらに、適正処理の円滑な推進の観点から、調査結果に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、御提案のありました条例制定の負担軽減も含め、必要な措置を講ずることとしたいと考えています。

※その他の御指摘への回答については、別紙に記載。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

根拠法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第 15 条の 2 の 5 第 2 項)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第 12 条の 7 の 16)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、山形市、静岡県、稲沢市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市

○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。

○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけとは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものとする。

○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃置、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要が生じる。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。

災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。

○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。

各府省からの第1次回答

廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そのものが施設周辺的生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制が採られています。また、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の特性により、求められる構造及び維持管理に関する基準等に違いがあるため、それぞれ設置許可が必要となっています。

その上で、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している者が、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理する場合においては、処理施設の設置許可の取得を二重に求め、生活環境影響調査等をさせることは合理的ではないことから、許可手続の合理化措置として、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものです。

一方、石膏ボードの破碎施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続を経て施設設置許可を取得しているという状況ではないところ、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。

なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様に、都道府県知事への届出で足りることとしました(法第9条の3の3)。

これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていることを承知しています。

環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県の枠組みを超えた廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めているところ、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃

棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第9条の3の3や法第15条の2の5の規定に基づく特別措置を講じていただいたところです。上記制度を用いて熊本地震において廃石膏ボードの広域処理を考えましたが、法第9条の3の3の特例については、受け入れ先の自治体で条例の制定がされていなかったため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石膏ボード及びその破砕処理施設が特例の対象に含まれていなかったためこれらの制度が使えず、結果的にそのほとんどが埋立処分されました。

大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体での条例制定を「特別措置を適用する必要条件」とすることは、各自治体が事前に条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたとうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないかと考えております。

なお、長期的な観点からの災害廃棄物処理として、石膏ボードのリサイクルを行う仕組みも考える必要はあるのではないかと考えられます。災害廃棄物であっても、分別、再生利用等による減量が図られるべきとあることから(法第2条の3第2項)、産業廃棄物処理施設(許可対象外施設含む)である廃石膏ボードのリサイクル施設を活用することによる効果は大きいと考えております。

一方で、廃石膏ボードの破砕による粉塵等による周辺環境への影響も懸念されるところですが、廃石膏ボードの処理施設は、産業廃棄物の許可対象施設ではないことから、政省令で詳細な個別基準が示されていません。しかし、日本能率協会総合研究所の「平成25年廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務調査報告書」によれば、今後、ますます石膏ボードの需要は増え続け、2039年には300万トンを超えると予想されていることなどを考慮した場合、関係ある事業者や他の自治体の意向を確認する必要がありますが、廃石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材と位置付け、法第15条の許可対象施設での処理が必要とした上で、法第15条の2の5の特例の対象に廃石膏ボード及びその破砕処理施設を追加することで、大規模災害であっても適正かつ迅速な処理を進めることが必要ではないかと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。

【栃木県】

第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時での活用は現実的でない。

迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を満たしつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設で同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。

○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び鉛を含む廃ブラウン管ガラスの熔融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。

同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。

○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたとうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規

則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。

○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破碎された状態では、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来ず、廃掃法上の一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、廃棄物処理法においては、法第9条の3の3において特例措置を講じております。本特例措置は、本来、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であるところ、災害時の応急的な措置として、市町村から災害廃棄物の処理を委託された事業者が施設を設置する場合は、届出制とし、迅速な施設の設定を可能とするものです。また、当該届出書作成に当たっては、条例で定めるところにより必要な手続を実施することと規定されています。

本特例措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理を行うことが可能となります。

提案市においては、産業廃棄物の処理施設の所在する市町村において条例が未制定であったために、本特例措置の適用ができなかったということであり、既に条例を制定している自治体は複数あるものの、今後、本特例措置を利用した円滑な災害廃棄物処理を可能とするためには、災害時に生じる廃棄物を処理可能な産業廃棄物の処理施設を有する市町村において、条例が制定される必要があります。

このため、環境省としては、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において当該条例が制定されるよう、周知・助言等を行うなど一層の働きかけを行いたいと考えています。

また、当該特例措置の利用を含め、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後、廃石膏ボード等の処理が可能な施設の状況や受入れに当たっての留意事項、当該施設の所在する市町村における条例策定状況等を平成31年度中に調査し、とりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、環境省として必要な支援に取り組んでいきたいと考えます。

さらに、適正処理の円滑な推進の観点から、調査結果に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、御提案のありました条例制定の負担軽減も含め、必要な措置を講ずることとしたいと考えています。

※その他の御指摘への回答については、別紙に記載。